

いじめ防止基本方針

令和4年度

勝山市立鹿谷小学校

鹿谷小学校 いじめ防止基本方針

令和4年4月25日策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童にも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきました。

しかしながら、ネット社会の急速な伸展を始め、児童を取り巻く環境が変化する中で、全国各地でいじめによる痛ましい事件が相次ぎ、その対策としていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が制定・施行されました。

そこで、本校では、国、福井県、および勝山市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「鹿谷小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、関係機関の緊密な連携の下、これまで以上にいじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、重大事態への的確な対処を万全にしながら、本校のすべての児童が、生き生き伸び伸びと輝きながら、いじめのない学校生活を送ることができるよう、取り組んでいきます。

Ⅰ いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校は、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、児童一人一人の尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のため、主体的にいじめ問題に取り組む。また、児童に対して、いじめが人間としての尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせるよう努める。

そこで本校では、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であることを理解する。
- (2) 一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」を進め、勇気を持って行動できる人として育てることを重視する。
- (3) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置しないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分理解できるよう努める。
- (4) 児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、関係機関の連携と保護者をはじめとする市民の理解と協力の下、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。
- (5) いじめは、単に謝罪をもって解消とはしない。いじめが「解消している」とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月以上）継続しており、かつ、

被害児童および保護者との面談により、被害児童が心身の苦痛を感じていない事が確認されたときに「解消している」と定義する。

- (6) 児童に対してインターネット上のいじめについては、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取り組みを行う。
- (7) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ、達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- (8) 教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法令に違反していることを共通理解する。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

鹿谷小学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」という。）は上記の基本理念の下、いじめの問題への対策を、教職員がそれぞれの役割を明確に自覚し、主体的かつ相互に連携しながら学校全体で進め、法により規定されたいじめの防止および解決を図るための具体的指導・支援方針を定めること等により、学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童を育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、周りの人の大切さも認めることができる心を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、縦割り班活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

道徳授業の中で、思いやり、命の大切さの内容を扱う授業を計画的に、またはクラス状況に合わせて効果的に実施する。

(2) 学校評価への位置づけ

○学校評価による検証

学校での取り組みに対する実施状況を学校評価の項目に位置づけ、達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

○「本校基本方針」の改訂

次年度に向けて、学校評価をもとに「本校基本方針」を見直す。

(3) いじめの未然防止

○児童が関わり合うことによる「絆づくり」

教室での「学び合い」を大切にすることで、友達の言葉を聴く意識を高める。日々の授業場面で児童が互いに傷つけ合ったり、相手をばかにしたりするような言動を放置しない。

○教職員が児童の「居場所」をつくる

縦割り班活動や異学年交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」をする。スマイルタイムで「鹿の子遊び」の時間を適宜設定する。

週1回のびやかなの時間に「学級遊び」の時間を設け、クラス全員と担任で仲良く遊び、学年の連携を深める。

毎学期1回以上、学級活動等に構成的グループエンカウンターの手法を用いた仲間を尊重する態度を育成する授業を、全学級で行う。

日記や健康観察、授業の様子を通して、児童の日々の変化を発見するように意識する。

○人権意識の啓発

「人権週間」に合わせ、全学級で人権等の内容を扱う道徳授業を実施するとともに、人権擁護委員の方をお招きした「人権集会」を全校で開き、人権やいじめについて真剣に考える機会にする。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進する。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○SNS機器等の利用に関する指導

SNS機器等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭での「鹿の子スマートルール」の啓発を行う。

○教職員の共通理解

全職員が足並みを揃え、ぶれない指導や支援をすることが重要であることを確認し、いじめ防止対策委員会や終礼後に行う情報交換で気がかりな児童について話し合い、共通理解し組織的に取り組む。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努める。

担任だけでなく全職員目で児童を見守る。

○いじめに関するアンケートの実施

いじめの早期発見のために、「いじめに関するアンケート」を週1回実施する。担任はアンケートの結果を見て該当児童と教育相談を行うなどの適切な指導にあたる。場合によっては校長や教頭、生徒指導主事に報告し、全職員で対応する。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な教育相談週間を設定して、学習や人間関係の悩み等を聞き取る。
児童が日頃の生活を振り返るための自己チェック(生活チェック月1回)を行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

教員との教育相談(年3回 5・10・2月)の前に無記名アンケート(学校生活アンケート 年3回 4・9・1月)を実施し、いじめの予防・早期発見に努める。

○保護者に対するいじめ調査の実施

学期末の保護者会、5月の保護者教育相談週間に、児童について気になる事を相談する時間を設ける。

学校評価アンケートを保護者に実施し、いじめの早期発見に努める。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(5) いじめの事案対処

【いじめを発見した場合】

- ①発見者、またはその情報を得た教職員は、できるだけ早くに担任、生徒指導主事、教頭に報告する。なお、からかいや悪ふざけ等が教職員により把握できた場合はその場で即時に「誰が」「誰に」「何をした」結果「どうなった」のか確認し、からかいや悪ふざけを受けた児童を守るための指導を行う。また、教職員は、発見または確認により得た情報を必ず書いて自分の記憶を固定することに留意する。関与した教職員が複数いる場合は、話し合ったり確認し合ったりする前に、まず各々が個別に記録を残す。
- ②教頭は即日のうちに臨時の「いじめ防止対策委員会」を招集し、関係児童からの聴き取りや保護者への連絡等について委員会として方向を決める。その際は、発見者、またはその情報を得た教職員の記録をもとに事実を確認する。関係児童への聴き取りは必ず複数の教職員で当たり、漏らさず記録を取る。事実を確定せず、多角的に聞き取りを行い、いじめとして認知すべきかを委員会として判断する。今後の指導の方針を確定し、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、役割分担を行う。
- ③事実が確認できればその事実を、未確定の部分があれば現時点で把握したことを、必ず即日のうちに保護者へ連絡をし、今後の指導への協力をお願いする。推測を加えず、事実のみで語り、電話等で済ませず家庭訪問を行う。なお、当日の記録を、速やかに勝山市教育委員会へ報告する。
- ④翌日から、委員会で決定した指導方針に従って全教職員の共通理解のもと、指導を開始する。関係職員は、指導の様子(例えば加害児童との面談や、被害児童の様子など)や経過を生徒指導主事に伝える。生徒指導主事はそれらの事実を記録に残し、日ごとに校長及び教頭に報告する。
- ⑤3日たっても改善が見られない場合は、新たな方針策定のため校長は再度委員会を開催する。

【悪質な書き込みやSNSなど、ネットいじめを発見した場合】

- ①誹謗・中傷等の書き込みの相談が児童・保護者等からあった場合、まずその内容を確認し、校長、教頭、生徒指導主事、及び担任にその内容を報告する。教頭は即日のう

ちに臨時の「いじめ防止対策委員会」を招集し、通常のいじめ事案と同様の対応をする。聴き取りを行う際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。SNS機器等での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難であれば、デジタルカメラで撮影させてもらうなどして内容を保存する。

- ②被害児童以外からの相談で誹謗・中傷等が分かった場合は、被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問等を行い、保護者と話し合いの機会をもち、学校の対応について説明する。その後の対応については相談しながら進める。
- ③その際、加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、ネット上に誹謗・中傷を書き込んだ等のケースも考えられるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要であることに留意する。
- ④加害児童が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭でのSNS機器等の利用の在り方についての説明を行い、指導の協力をお願いすることが必要となる。加えて、場合によっては保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取り組みに対する保護者の理解を得ることも重要となる。

(6) いじめの解消

○解消の定義

いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(3ヶ月以上)継続しており、かつ、被害児童および保護者との面談により、被害児童が心身の苦痛を感じていない事が確認されたときに「解消している」と定義する。

○解消の確認

日常的に注意深く観察し、学校の共通理解のもとに解消を判断し、教育委員会に報告する。

(7) いじめによる重大事態への対応

【重大事態にあたるケースについて】

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な損傷を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤いじめにより年間30日程度以上の欠席を余儀なくされている疑いがある場合

【重大事態を認知したら】

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

【具体的対応について】

教育委員会の助言、指導のもと、以下の手順で対応に当たる。

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。この調査組織は、「いじめ防止対策委員会」を母体として当該重大事態の性質に応じて、専門的知識および経験を有する適切な専門家を加えて設置する。ただし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者であることに留意する。
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係のみを速やかに調査する。
- ③いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮すること。ただし、いたずらに個人情報保護を盾にとって説明を怠るようなことがあってはならない。また、得られた調査結果は、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。
- ④調査結果は、教育委員会を通じて市長へ速やかに報告する。いじめを受けた児童や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各担任、養護教諭、通級担当

(活動)

- ・ いじめに関するアンケート結果を元にした、各学年のいじめに関する状況の共通理解
- ・ 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・ 思いやりや助け合いの心を持って行動できる児童もを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・ いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・ 児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・ 教職員の校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・ 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・ 学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、担任、教科担当、教育相談担当、養護教諭

(活動)

- ・ 当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・ 個別面談による情報収集
- ・ 継続的な支援
- ・ 保護者や地域との連携

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図 【様式2】

5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】

- (付則)・平成26年4月1日策定
- ・平成27年4月20日一部改正
 - ・平成28年4月20日一部改訂
 - ・平成29年5月 8日一部改訂
 - ・平成30年4月25日一部改訂
 - ・令和 2年2月 日一部改訂
 - 令和 3年4月23日一部改訂
 - 令和 4年4月22日一部改訂

いじめ防止対策委員会(常設)

校長

教頭

← 担任、発見した教職員等

教務主任、生徒指導主事、各担任、養護教諭、通級担当

- ◎学校基本方針に基づく取組みの実施
- ◎具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ◎いじめの相談・通報の窓口
- ◎いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ◎いじめの疑いに係る情報があったときの対応
 - ・いじめの情報の迅速な共有
 - ・関係のある児童への事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携
- ◎いじめ対応サポート班立ち上げ

いじめの情報

関係教員
・担任
・教科担当 等

↑
報告
連絡
相談

窓口
…
教頭

- 外部人材
- ・スクールカウンセラー
 - ・スクールソーシャルワーカー
- 関係機関
- ・教育委員会
 - ・PTA
 - ・青少年室(カウンセラー)
 - ・警察
 - ・児童相談所
 - ・地方法務局
 - ・医療機関
 - ・民生児童委員 等

いじめ対応サポート班(特設)

生徒指導主事

校長、教頭、担任、教科担当、教育相談担当、養護教諭 等

- ◎いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- ◎事実確認作業
- ◎関係児童への対応
- ◎関係保護者への対応
- ◎関係機関との連携
 - * 必要に応じて警察への協力要請
- ◎事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ防止対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 PTA総会 ・基本方針の公表 ・あけぼの運動について</p> <p>いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応</p>	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>委員会活動計画 4, 5, 6年の絆づくり</p> <p>鹿の子班活動計画</p> <p>学校生活アンケート調査</p>					
5月	<p>いじめ防止対策委員会 ・安心アンケートをもとに、定期的に状況把握 ・終礼等にて共通理解 ・職員会議、研究会での児童理解 ・教育相談週間の報告</p>	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>鹿の子遊び ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>児童教育相談週間・いじめ0週間</p> <p>参観日(鹿の子運動会)</p> <p>体験活動 田植え</p> <p>保護者教育相談週間</p>					
6月	<p>いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握</p> <p>授業研究 ・わかる授業 ・一人ひとりが生きる授業 自分の考えを、わかりやすく表現する力を身につけることができる授業を、全員が公開する。</p>	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>学年代表者会・各学年によるあいさつ運動</p> <p>鹿の子遊び ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>参観日</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握 ・夏期休業前の指導	いじめの自己チェック(生活チェック)					
	保護者会 ・情報、意見収集	鹿の子遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
	6年PTA親子行事 ・親子の絆づくり	学校評価アンケート					
	学校評価の分析	授業参観 保護者懇談会					
8 月	いじめ防止対策委員会 ・学校評価の分析をもとにした振り返り ・2学期の取組み ↓ 職員会議 ・重点事項確認	家庭訪問					
	校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期の取組み ・教員の意識点検	PTA資源回収 ・ボランティア活動 ・地域との絆づくり					
9 月	いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握	学年代表者会・各学年によるあいさつ運動					
	情報発信 ・学校評価の結果 ・2学期の取組み ↓ 学校だより	いじめの自己チェック(生活チェック)					
	授業研究	参観日					
		鹿の子遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
		学校生活アンケート調査					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握 ・教育相談後の情報交換</p> <p>授業研究</p>	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>児童教育相談週間・いじめ0週間</p> <p>町民体育祭に参加 ・地域との絆づくり</p> <p>人権集会</p> <p>鹿の子遊び ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>参観日(マラソン大会)</p>					
11月	<p>いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握</p> <p>授業研究</p> <p>人権に関する校内研修会 ・全校公開道徳授業の持ち方</p>	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>鹿の子遊び ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>鹿の子発表会 ・自主的な活動 ・地域ボランティアへの感謝</p> <p>参観日(鹿の子発表会)</p> <p>鹿の子フェスティバル ・鹿の子保育園年長児との交流</p> <p>親子道徳</p>					
12月	<p>いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握</p> <p>保護者会 ・情報、意見収集</p> <p>学校評価の分析</p>	<p>人権週間</p> <p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>大縄大会 ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>学校評価アンケート</p> <p>参観日 全校公開道徳</p>					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ防止対策委員会 ・学校評価の分析をもとにした振り返り ・3学期の取組み ↓ 職員会議 ・重点事項確認</p> <p>情報発信 ・学校評価の結果 ・3学期の取組み ↓ 学校だより</p>	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>参観日(鹿の子班対抗大縄大会)</p> <p>かるた大会 ・ 自主的な活動 ・ 絆づくり</p> <p>学校生活アンケート調査</p>					
2月	<p>いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握 ・教育相談後の情報交換</p>	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>児童教育相談週間・いじめ0週間</p> <p>鹿谷町雪祭りへ参加 ・ 地域との絆づくり ・ 自主的な活動</p> <p>中学校体験入学 ・ 新たな絆づくり</p> <p>参観日(なわとび大会・鹿の子班対抗大縄大会)</p>					
3月	<p>学校評価の分析</p> <p>いじめ防止対策委員会 ・学校評価の分析をもとにした振り返り ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し ↓ 職員会議 ・議題確認 ・ 計画確認</p> <p>情報発信 ・学校評価の結果</p>	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>6年生を送る会 ・ 感謝の心 ・ 自主的な活動</p> <p>学校評価アンケート</p>					